

こ政号外  
令和2(2020)年5月5日

各幼稚園設置者 様

栃木県保健福祉部こども政策課長

緊急事態宣言の延長に伴う幼稚園における臨時休業等について（依頼）

県の子ども・子育て支援行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、栃木県緊急事態措置として、幼稚園や認定こども園（1号認定子ども対象）に、令和2(2020)年5月6日（水）まで臨時休業を要請しているところですが、国の緊急事態宣言の延長を受けて、本県の緊急事態措置期間を5月31日（日）まで延長したのでお知らせします。

なお、この緊急事態措置期間のうち、5月10日（日）まではこれまでの要請内容を継続しますが、5月11日（月）からは、学校として区分される幼稚園については休止を要請する施設から除外することとなりました。（4月30日付けこども政策課長通知により、5月31日（日）までお願いしていた幼稚園や認定こども園（1号認定子ども対象）の臨時休業については、取扱いを変更いたします。）

また、幼稚園の再開に当たっては、貴園の受入環境等を鑑み、家庭での対応が可能な利用者については、必要に応じ利用の自粛をお願いするほか、「新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（令和2年5月1日付け2文科初第222号文部科学省初等中等教育通知）別添2 Q&Aなどを参考に、感染拡大防止対策に努めてくださるよう御協力をお願いいたします。

こども政策課  
子ども・子育て支援班  
TEL:028-623-2064  
FAX:028-623-3070

問 幼稚園において、小中高を対象とする「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（令和2年5月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえて対応すべき内容はあるのでしょうか。【新規】

- 「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（令和2年5月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知）については、児童生徒の学びの保障の観点から、最終学年等を優先した休業中の登校日の設定などの学校運営上の工夫についてまとめたものであり、幼稚園が直接の対象となっているものではありません。
- 他方で、例えば、
- ・ 感染症対策について、幼児が感染のリスクを避ける行動をとることができるよう、例えば手洗いの励行や食事の際の会話を避けること等について、発達段階に応じた指導を行うこと
  - ・ 給食を提供している施設においては、配膳の過程での感染防止のため、品数の少ない献立で適切な栄養摂取ができるようにすることや、給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられること
  - ・ 登園や降園にあたって、校門や玄関口等での密集が起こらないよう時間帯を分散させるなどの工夫が考えられること
  - ・ 教職員の勤務についても基本的な感染症対策を徹底するとともに、体調の悪い教職員が休みやすいような環境づくりを行いつつ、可能な範囲内で、在宅勤務や時差出勤のほか、管理職を含む学校の教職員がローテーションで出勤するなどの勤務形態の工夫を行うこと
- など、幼稚園の日々の取組や活動の中で参考にできる部分があれば、適宜ご参考にさせていただければと思います。

担当：初等中等教育局幼児教育課（内3136）